

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000001	厚生労働省、農林 水産省	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備等	<p>【農林水産省所管の共済関係】 農業協同組合法 §10、10の2、11の5、11の7～11の22、11の33～11の46、11の49、11の50、30、51、54の2、54の3、93～95の2 水産業協同組合法 §34、123の2 農業協同組合共済事業指導要綱（昭和32年6月15日付け32農経第3313号農林事務次官依命通知）</p> <p>「水産業協同組合共済事業制度の運用について」（昭和59年1月23日付け59水漁第66号水産庁長官通知）</p>	農林水産省は、農業協同組合法、水産業協同組合法及び左記通知に基づき、必要な監督。	d	-	<ul style="list-style-type: none"> 従来から、農業協同組合法、水産業協同組合法及び左記通知に基づき、実態として保険会社と同等の監督を行ってきたところ。 さらに、本年6月18日に公布された「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律」において、農協の共済事業について一層の契約者保護及び事業の健全性を確保するための措置を保険業法に準じて講じたところ。 		<p>「保険」であっても「共済」であっても、一般消費者から見れば、万一の場合の経済的備えに対する期待は同じであり、契約者保護の重要性に変わりはない。保険・共済契約は商品内容が無形で複雑、長期にわたり保険金等の支払の確実性を確保することが必要といった特性があるため、各監督官庁において契約者保護のためのルールが整備されているところであり、「組合員自らルールを決めて、それを利用するという責任を負っている」ことをもって、契約者保護のためのルールが保険業や農協の共済事業と異なるままでよいとする理由にはならないと考える。生協の共済事業の大規模化、共済商品の多様化といった実態を踏まえれば、その財務の健全性等について、組合員自らが判断することは困難な状況となっており、財務の健全性等を確保するルールについては、保険業法等と整合的なルールを整備することが必要と考えられる。また、多数の生協が多様な商品を販売している現状では、共済への新規加入を検討している消費者に対しては、貴省回答にある自己責任の考え方は当てはまらないと考えられ、加入にあたって消費者が適切な判断が行えるよう、募集活動の適正性を確保するルールについても、保険業法等と整合的なルールを整備することが必要と考える。上記を踏まえ、法令レベルでの保険業法等と整合的な契約者保護ルールの整備について、改めて検討されたい。</p>	d	-	<ul style="list-style-type: none"> 従来から、農業協同組合法、水産業協同組合法及び左記通知に基づき、実態として保険会社と同等の監督を行ってきたところ。 さらに、本年6月18日に公布された「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律」において、農協の共済事業について一層の契約者保護及び事業の健全性を確保するための措置を保険業法に準じて講じたところ。 今後とも、共済事業における契約者保護についても適切に担保されるよう監督してまいりたい。
z1000001	厚生労働省、農林 水産省	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備等	<p>【農林水産省所管の共済関係】 農業協同組合法 §10、10の2、11の5、11の7～11の22、11の33～11の46、11の49、11の50、30、51、54の2、54の3、93～95の2 水産業協同組合法 §34、123の2 農業協同組合共済事業指導要綱（昭和32年6月15日付け32農経第3313号農林事務次官依命通知）</p> <p>「水産業協同組合共済事業制度の運用について」（昭和59年1月23日付け59水漁第66号水産庁長官通知）</p>	農林水産省は、農業協同組合法、水産業協同組合法及び左記通知に基づき、必要な監督。	d	-	<ul style="list-style-type: none"> 従来から、農業協同組合法、水産業協同組合法及び左記通知に基づき、実態として保険会社と同等の監督を行ってきたところ。 さらに、本年6月18日に公布された「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律」において、農協の共済事業について一層の契約者保護及び事業の健全性を確保するための措置を保険業法に準じて講じたところ。 		<p>実態として保険会社と同等の監督を行ってきたところとあるが、責任準備金の積み立てルール等についても、引き続き保険業法と整合的な規制の導入を検討されたい。</p>	d	-	<ul style="list-style-type: none"> 従来から、農業協同組合法、水産業協同組合法及び左記通知に基づき、実態として保険会社と同等の監督を行ってきたところ。 責任準備金の積み立てについても保険業法と同等のルール。 さらに、本年6月18日に公布された「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律」において、農協の共済事業について一層の契約者保護及び事業の健全性を確保するための措置を保険業法に準じて講じたところ。 今後とも、共済事業における契約者保護についても適切に担保されるよう監督してまいりたい。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000001	厚生労働省、農 林水産省	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備等	5018	50180006	11	生命保険協会	6	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	・ 根拠法のある共済についても、根拠法によっては、消費者保護のための規制が不十分なものがある。保険業法、農業協同組合法、消費生活共同組合法が、- 契約の内容的合理性・公平性の確保 - 事業の財務・業務内容の健全性の確保 - 募集活動の適正性の確保等において総合的な規制となっていないことを踏まえ、各監督官庁において消費者保護の観点から総合的な規制を整備する。		・ 保険業法上の「保険業」の定義における「不特定の者」の基準が曖昧であるため、実質的に共済業者が「保険業」を行っていても、公的な監督が及ばないという問題がある。 ・ また、「保険」「共済」ともに一般消費者から見た保障の確実性に対する期待に変わりはないため、消費者保護のための規制は必要不可欠である。 ・ 公的な監督が及んでいないものについては、消費者保護のための規制が全くないという問題があり、公的な監督が及んでいるものについても、その内容が異なるため、根拠法によっては消費者保護のための規制が不十分という問題がある。	
z1000001	厚生労働省、農 林水産省	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備等	5028	50280017	11	社団法人 関西経済連合会	17	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	・ 根拠法のある共済についても、各監督官庁において消費者保護の観点から総合的な規制を整備する。		共済のなかには「根拠法のある共済」と「根拠法のない共済」とがある。根拠法のある共済は、「他の法律に規定のあるもの（保険業法第2条第1項）」などに該当することから、保険業法の規制は受けませんが、これに代わる特別の法律による規制を受け、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行っている。ただし、根拠法によっては、消費者保護のための規制が不十分なものがある。保険業法、農業協同組合法、消費生活協同組合法が、- 契約の内容的合理性・公平性の確保 - 事業の財務・業務内容の健全性の確保 - 募集活動の適正性の確保等において総合的な規制となっておらず、それぞれの根拠法によって監督内容が異なり、規制の整合性は取れていない。 公的な監督が及んでいないものは当然であるが、公的な監督が及んでいるものについても、その内容が異なり、消費者保護の観点から問題がある。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000002	農林水産省	とうもろこしの関税割当制度の撤廃	関税率法第9条の第2第1項 関税暫定措置法第8条の6第2項 関税割当制度に関する政令第1条、第2条第5項 とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条 平成16年度上期のとうもろこしの関税割当てについて第6の1(1)(2)、2(1)、3(1)アイ、(2)ア	いもでん粉の原料であるばれいしよ及びかんしよは、北海道及び南九州の畑作農業を支える基幹作物である。また、収穫された原料は地元工場 ででん粉に加工されるなど、地域経済上も重要な役割を担っている。 このため、国内産いもでん粉と輸入とうもろこしから製造されるコーンスターチの内外価格差を踏まえ、でん粉の国境措置を講じているところである。	c	-	でん粉原料用のばれいしよ及びかんしよは、北海道及び南九州の畑作農業にとって不可欠な作物であり、その再生産を確保するため、一定の国境措置が必要である。 現在、コーンスターチ用とうもろこしの関税は、譲許税率では50%または12円/kgであるが、関税割当制度の下で、国内産いもでん粉と輸入とうもろこしを原料とするコーンスターチの価格差を調整しつつ、国内産いもでん粉の購入を条件として、コーンスターチ用とうもろこしの関税を無税とする措置を講じているところである。 このような中で、とうもろこしの関税割当制度の撤廃を行うことは困難である。					
z1000003	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進		関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国貿易船の開港への入出港に際し、関税法の規定により入出港手続にかかる書類を税関に提出しなければならない。	b	-	1. 手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。 2. また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（FAL条約）」の平成16年度中の批准に向け関係府省は一体となって取り組んでいるところである。		業務・システムの最適化計画の策定を平成16年度までに実施することの可否について改めて検討され、実施時期を明確化されたい。16年度中に策定困難とされる理由ならば具体的に示されたい。	b	-	輸出入及び港湾・空港関係業務等の最適化計画等の策定については、平成15年7月に策定された「電子政府構築計画」において、先ず、平成16年度に税関システム等のレガシーシステムに係る刷新可能性調査を実施し、次に最適化に係る見直し方針を策定した後に、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するとの実施スケジュールが定められている。これらの検討にあたっては、 税関システムの刷新可能性調査は、外部専門家に委託して調査を行っており、NACCSについては、官民業務の分離や海上システムと航空システムとの統合の可能性についても検討しているため、調査内容が多岐にわたり、調査結果の取りまとめは平成16年度になること 最適化に係る見直し方針及び最適化計画については、刷新可能性調査の調査結果に基づきシステム全体のあり方や業務のあり方を含めて検討し、また、関係府省と意見調整及びパブリックコメント等を通じて利用者等の意見を十分に踏まえつつ検討し、策定する必要があること から、輸出入及び港湾・空港関係手続に係る最適化計画の策定を平成16年度中に実施することは困難であり、平成17年度中ならざるを得ないが、平成17年度末までのできる限り早期に策定すべく努力したい。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000002	農林水産省	ともろこしの関税割当制度の撤廃	5028	50280012	11	社団法人 関西経済連合会	12	ともろこしの関税割当制度の撤廃	ともろこしの輸入量に応じた国産いも澱粉の割当制度を撤廃する。		当該制度により、コーンスターチメーカーは輸入ともろこしを購入する量に応じた国産いも澱粉を割当てられるが、製造された澱粉等に高価な国産いも澱粉価格が上乗せされ、コストアップ要因になり、消費者利益を損なっている。	
z1000003	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	5031	50310003	11	社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されてはいるが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、更に省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化することを要望する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000003	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	-	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国貿易船の開港への入出港に際し、関税法の規定により入出港手続にかかる書類を税関に提出しなければならない。	b	-	1. 手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。 2. また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（FAL条約）」の平成16年度中の批准に向け関係省庁は一体となって取り組んでいるところである。		業務・システムの最適化計画の策定を平成16年度までに実施することの可否について改めて検討され、実施時期を明確化されたい。16年度中に策定困難とされる理由あらは具体的に示されたい。	b	-	輸出入及び港湾・空港関係業務等の最適化計画等の策定については、平成15年7月に策定された「電子政府構築計画」において、先ず、平成16年度に税関システム等のレガシーシステムに係る刷新可能性調査を実施し、次に最適化に係る見直し方針を策定した後に、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するとの実施スケジュールが定められている。これらの検討にあたっては、 税関システムの刷新可能性調査は、外部専門家に委託して調査を行っており、NACCSについては、官民業務の分離や海上システムと航空システムとの統合の可能性についても検討しているため、調査内容が多岐にわたり、調査結果の取りまとめは平成16年度になること。 最適化に係る見直し方針及び最適化計画については、刷新可能性調査の結果に基づきシステム全体のあり方や業務のあり方を含めて検討し、また、関係府省と意見調整及びフィードバックコメント等を通じて利用者等の意見を十分に踏まえつつ検討し、策定する必要があること から、輸出入及び港湾・空港関係手続に係る最適化計画の策定を平成16年度中に実施することは困難であり、平成17年度にならざるを得ないが、平成17年度末までのできる限り早期に策定すべく努力したい。
z1000004	農林水産省、経済産業省	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化	【農協共済関係】 ・ 農業協同組合法 §10、12、16、22 ・ 「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について」（平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知） 【漁協共済関係】 水産業協同組合法 §18、100の2、100の3 水産業協同組合法施行令 §11 【森林組合共済関係】 森林組合法第9条第2項第11号、第8項 【検査関係】 ・ 協同組合検査実施要項（別添5 共済事業実施機関に係る検査マニュアル）（平成9年10月1日9組検第3号大臣官房協同組合検査部長通知）	【農協共済関係】 ・ 農業協同組合法及び左記通知に基づき、必要な監督。 【漁協共済関係】 水産業協同組合法及び水産業協同組合法施行令に基づき、必要な監督。 【森林組合共済関係】 ・ 森林組合は林業に関する共済事業を行うことが可能であり、森林組合の行う事業については、森林組合法に基づき、必要な監督。 【検査関係】 ・ 農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法及び左記通知により検査。	d	-	【農協共済関係】 ・ 左記通知を平成15年3月31日に改正（員外利用の管理の厳格化、組合員資格の定期的な確認による適切な管理）し、これに基づいて指導・監督を行っている。 【漁協共済関係】 ・ 共済事業を実施している全国共済水産業協同組合連合会に対し、水産業協同組合法等に基づき、員外利用の管理の厳格化、組合員資格の定期的な確認による適切な管理を指導している。 【森林組合共済関係】 ・ 森林組合は林業に関する共済事業を行うことが可能であるが、わが国の森林の賦存状況や森林災害の発生形態等から、当面は全国森林組合連合会が元受けとして森林災害共済事業を行うことが適当であるとされ、森林災害共済事業のみが行われてきた。なお、現在、全国森林組合連合会は、森林災害共済事業の清算を図っており、新規契約の引受け事務は行われておらず、既契約については契約解除のうえ契約者の希望に応じ、森林国営保険への新規契約を行うことに対応しているところである。 なお、森林組合の行う事業の員外利用については、適正に行われるよう森林組合法に基づき必要な指導・監督を行っているところである。 【検査関係】 ・ 大臣官房協同組合検査部において、農協、森林組合及び漁協系統の検査を一元的に実施している中、共済事業だけを切り離すことは、組合が行う他事業と密接な関係にあることから、農林水産行政上の観点から適当ではない。	共済において、員外利用や純組合員制度自体を認める合理的な理由がないことから、これらの制度を廃止することを第一に要望するものである。この点に関して貴省の見解を示されたい。また、検査関係については、「組合が行う他事業と密接な関係にある」とあるが、共済事業と他事業とは親近性、均質性があるとは認められないことから、改めて検討し、示されたい。	d	-	これらの制度は、組合の行う事業を当該地域において利用させることが、当該地域住民の利便に資する、員外者による恒常的な事業利用の確保が組合経営の安定に寄与するとの趣旨によるものであり、利用範囲を限定する、出資の払込みを要する等一定の制限の範囲で組合の事業が利用できる制度として導入されているものである。組合を有する地域においては、これらにより、住民の利便が図られているとともに、組合経営の安定にも寄与しているところであり、当該制度を廃止することとなれば、地域住民の利便等が損なわれるおそれがある。したがって、これらの制度の廃止は困難である。 ・ そもそも農協、森林組合、漁協各系統組織は、組合員のために事業を行うことを目的とし、営利企業とは異なる。これら系統組織の事業・経営の健全性を確保するため、農協法等の規定に基づき主務官庁が監督・検査を行っているところであるが、これら系統組織は、購買・販売、信用、共済等各種事業を総合的に実施しており、経営の意志決定、法令遵守プロセス等は各種事業共通であるところが多く、それぞれの事業の実施に当たってもお互いのシステムを利用し合うなど、密接に結びついている。したがって、業務・会計の適正性を効果的に検証するためには、共済事業の検査だけを切り離し、他業態における共済事業の検査と一元化することは適当とは考えられない。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000003	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	5078	50780048	11	(社)日本経済団体連合会	48	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	<p>2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されたが、現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については未だ不十分である。</p> <p>ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続きを統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムの整備に向け、全関係省庁は強力な連携・協議を重ねて取り組むべきである。</p>		<p>例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、入・出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通り各省庁ごとの手続や紙ベースでの手続が残されているのが現状である。</p> <p>従って、シングルウィンドウシステムが運用開始されたものの、現状では真のワンストップサービスにはなっておらず、輸出入・港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力強化の支障となることが懸念される。</p>	<p>港湾・輸出入手続に係る各省庁の協力のもと、2003年7月から港湾・輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものととはなっていない。</p>
z1000004	農林水産省、経済産業省	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化	5034	50340019	11	(社)日本損害保険協会	19	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化	<p>各種法令で認められている共済事業について、会員となる資格要件等を引き上げるなど、共済としての特定性に基づき対象範囲を限定して頂きたい。具体的には 員外利用の禁止 員外利用を直ちに廃止できない場合は員外利用比率管理に係る監督を強化 「准組合員」制度の廃止、「准組合員」制度が廃止できない場合は、「准組合員」の基準厳格化 検査の一元化を求める。</p>	<p>認可共済と民間保険会社の保険との間で、それぞれに適用される規制を特性に応じたものに揃える効果があるとともに、無認可共済への牽制効果が期待できる。</p>	<p>特定の集団を対象にする共済事業においては、その特定性が明確でなければならぬことはもとより、員外利用や「准組合員」制度を認める合理的な理由はなく、禁止(または段階的に縮小)すべき。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000005	農林水産省	国庫補助事業による導入施設の処分 制限の見直し	「草地開発事業等の 受益地の転用に 伴う補助金の返 還措置について」 (49番B第603号 農林事務次官依 命通知)	左記の通知において、補助金の返 還については、「補助金等に係る予 算の執行の適正化に関する法律第 7条第3項の規定に基づき補助金 の交付に条件を付すことにより、返 還対象事業の工事完了の日の属 する年度の翌年度から起算して8 年を経過しない間に返還対象事業 等により造成され、又は改良された 草地等の農用地につき農用地以外 に転用される場合」に行うとされて いる。 なお、標準耐用年数は、「土地改良 事業における経済効果の測定に必 要な諸係数について」（60構改C 第690号構造改善局長通知）にお ける経済効果の測定に便宜上利用 している数値である。	e	-	「草地開発事業等の受益地の転用 に伴う補助金の返還措置につい て」（49番B第603号農林事務次 官依命通知）2（1）では、事業完了 の年度の翌年度から8年を経過し ない間、受益地を農用地以外に転 用した場合に補助金を返還しなけ ればならないとされており、8年を 経過しての転用の場合は補助金の 返還が必要ないことから、事実誤 認である。					
z1000006	金融庁、農林水産 省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規 制の撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第2条 「商品投資販売業 者の業務の運営 に関する基本事項 について」（平成4 年4月20日付け4 蔵銀第819号、4 食流第1583号、 4産局第128号） 第1	基本通達により、商品投資以外 の投資として金融商品を組み入れ る場合の組み入れ割合を定めてい る。	b		商品投資に係る事業の規制に関す る法律第2条第1項に規定する商 品投資により運用する金額の合計 が、運用財産の総額の2分の1を 超える場合における金融商品の組 み入れ比率制限を撤廃するととも に、顧客へのディスクロージャーを 拡充するための関連規定を整備す ることについて、総合規制改革会 議の指摘を踏まえて行う投資者保 護法制のあり方についての検討の 動向を踏まえつつ、結論を得る。		検討の方向性や措置内容、時期、 その時期となる理由について、より 具体的に見解を示されたい。	b		検討の方向性としては、商品投資 に係る事業の規制に関する法律第 2条第1項に規定する商品投資によ り運用する金額の合計が、運用財 産の総額の2分の1を超える場合 における金融商品の組み入れ比率 制限を撤廃するとともに、他の金融 商品（投信等）のディスクロージャ ーとの整合性を図りつつ、商品ファン ドのディスクロージャーを拡充するた めの関連規定を整備することにつ いて、総合規制改革会議の指摘を 踏まえて行う投資者保護法制のあ り方についての検討の動向を踏ま えつつ、結論を得ていくこととなる。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000005	農林水産省	国庫補助事業による導入施設の処分制限の見直し	5036	50360002	11	釜石市	2	国庫補助事業による導入施設の処分制限の見直し	財産の処分の制限を適用しない場合として、耐用年数を勘案して各省庁が定める期間を経過した場合とされている。これを、事業実施後の時間経過による経営等環境の変化に柔軟に対応した制限の適用とされたい。 具体的には、経営環境の変化による処分制限年数の短縮。 現行の運用では、標準耐用年数が、開畑・開田は100年、区画整理の整地工のみは100年、整地工・小用排水路・耕作道等一括では30～40年とされている。	県公社が補助事業により草地開発した牧場用地が、事業終了により地元牧野組合へ返還されようとしている。しかし、畜産農家の高齢化やBSE発生以後の畜産業の衰退により、牧場用地として必要ではなくなっているため、この未利用地について農地転用を行ない、広葉樹等の植林を行ない有効活用を図る。	現在、既に未利用地として荒廃化が進みつつあり、また、大雨の際には河川への土砂流出の危険がある。 よって、用地の多面的機能保持を図りつつ、用地の有効活用により畜産業及び地域の振興に資する。 地元牧野組合から再三に渡り植林による用地の保全を実施したい要望が出されており、これを受けて市として県へ協議を申し入れた際、財産の処分制限年数を理由に、現地の状況にかかわらず協議に応じて貰えない状況にある。	
z1000006	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5038	50380001	11	社団法人日本商品投資販売業協会	1	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が、運用財産の総額の1/2超となる場合において金融商品を投資対象として組み入れることが可能となっているが、この商品ファンドの従たる部分である「商品投資以外の投資」に関する運用規制の撤廃を要望する。	投資対象をより自由にそして機動的に選択できるようになり、相関性の低いものを組み合わせることにより、商品ファンドの安定運用の道が開かれ、投資家の期待する収益の安定性に寄与することにつながるようになる。	本件は、「規制改革推進3カ年計画等のフォローアップ結果」(平成15年5月内閣府公表)において、「平成15年度早期に措置する」旨を踏まえて、速やかな対応を要望する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000020	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条「商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について」（平成4年4月20日付け4府令第819号、4食流第1583号、4産局第128号）第1	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	c	-	国内と海外の商品投資顧問業者を区別し、海外の商品投資顧問業者が運用を行うファンドに限定して組み入れ比率制限を撤廃する合理的な理由はないことから、措置は困難である。					
z1000021	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条「商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について」（平成4年4月20日付け4府令第819号、4食流第1583号、4産局第128号）第1	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	c	-	商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することで得られた成果を配分する一種の金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を組み入れる場合にはその組み入れ割合の上限（原則として50%未満（証券先物及び金融先物は33%未満））を定めているもの。 このような趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品の組み入れ比率制限から、確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは、主として商品に投資しないファンドであっても商品ファンド法により規制することとなり得るため、措置は困難である。		要望趣旨に則り、確定運用を目的とする金融商品を組み入れ比率制限の対象外とした場合、業者・投資家等の利害関係者に対してどのような課題が生じるのかといった点を含め、再度検討の上、見解を示されたい。	c	-	商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の2分の1に達しないファンドは、原則として、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品ファンド法）の規制対象にはならず、例えば、信託型であれば、投信法の規制対象になり得るものである。従って、確定運用を目的とする金融商品を組み入れ比率制限の対象外とした場合、このような商品投資の割合の低いファンドまで商品ファンド法で規制することとなり、適当でないものとする。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000020	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5039	50390054	41	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	海外のCTAが運用対象とする証券先物取引及び金融先物取引については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	海外におけるManaged Futures、いわゆる商品ファンドの投資対象には海外の先物市場に上場されている金融先物取引、証券先物取引等の品目が含まれている場合が多い。海外のCTAが運用を行う際に商品先物・金融先物・証券先物の資産配分をrisk/return以外の観点から行うことは稀であり、組入比率制限の撤廃により、運用対象にこだわらずに優秀なCTAを選択できる。	
z1000021	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5039	50390054	51	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	組入比率制限される金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品（特に預金）については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	普通預金、当座預金に一時的に資金をリザーブすることは当然起こりえることであり、預金が投信法における特定資産となったことに伴い、預金にたいする組入れ比率を規制するのは合理性のない規制である。一時的に資金をリザーブする際に、預金を選択せずに、商品投資販売業者の金庫に保管することを推奨することとなる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000020	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条「商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について」（平成4年4月20日付け4府令第819号、4食流第1583号、4産局第128号）第1	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	c	-	国内と海外の商品投資顧問業者を区別し、海外の商品投資顧問業者が運用を行うファンドに限定して組み入れ比率制限を撤廃する合理的な理由はないことから、措置は困難である。					
z1000021	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条「商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について」（平成4年4月20日付け4府令第819号、4食流第1583号、4産局第128号）第1	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	c	-	商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することで得られた成果を配分する一種の金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を組み入れる場合にはその組み入れ割合の上限（原則として50%未満（証券先物及び金融先物は33%未満））を定めているもの。 このような趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品の組み入れ比率制限から、確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは、主として商品に投資しないファンドであっても商品ファンド法により規制することとなり得るため、措置は困難である。		要望趣旨に則り、確定運用を目的とする金融商品を組み入れ比率制限の対象外とした場合、業者・投資家等の利害関係者に対してどのような課題が生じるのかといった点を含め、再度検討の上、見解を示されたい。	c	-	商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の2分の1に達しないファンドは、原則として、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品ファンド法）の規制対象にはならず、例えば、信託型であれば、投信法の規制対象になり得るものである。従って、確定運用を目的とする金融商品を組み入れ比率制限の対象外とした場合、このような商品投資の割合の低いファンドまで商品ファンド法で規制することとなり、適当でないものとする。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000020	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5040	50400024	41	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	海外のCTAが運用対象とする証券先物取引及び金融先物取引については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	海外におけるManaged Futures、いわゆる商品ファンドの投資対象には海外の先物市場に上場されている金融先物取引、証券先物取引等の品目が含まれている場合が多い。海外のCTAが運用を行う際に商品先物・金融先物・証券先物の資産配分をrisk/return以外の観点から行うことは稀であり、組入比率制限の撤廃により、運用対象にこだわらずに優秀なCTAを選択できる。	
z1000021	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5040	50400024	51	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	組入比率制限される金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品（特に預金）については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	普通預金、当座預金に一時的に資金をリザーブすることは当然起こりえることであり、預金が投信法における特定資産となったことに伴い、預金にたいする組入れ比率を規制するのは合理性のない規制である。一時的に資金をリザーブする際に、預金を選択せずに、商品投資販売業者の金庫に保管することを推奨することとなる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000007	金融庁、農林水産 省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約 を締結した顧客は契約成立時交付 書面を受領した日から起算して10 日を経過するまでの間、書面により その契約の解除を行うことができ る。	c	-	商品投資契約においてクーリング オフ規定を設けているのは、商品 投資の仕組みが複雑であるため一 般の投資者がそれを十分に理解し ないまま契約を締結したり、販売業 者の勧誘によって冷静な判断をし ないまま契約締結に至る事態が想 定されることから、投資家に対して 契約締結後一定期間は意志決定 の再確認をしよう時間的余裕を与 えることとするためである。 このため、商品ファンドの多くが一 般の投資家に広く販売されている 現状において、法目的である投資 家保護の観点から、クーリングオフ 規定を撤廃することは困難である。 なお、金融商品販売法に規定する 事業者の事前説明義務事項には、 クーリングオフに関する事項も含ま れており、同法の施行がクーリング オフ制度を撤廃する合理的理由と はならない。					
z1000007	金融庁、農林水産 省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約 を締結した顧客は契約成立時交付 書面を受領した日から起算して10 日を経過するまでの間、書面により その契約の解除を行うことができ る。	c	-	商品投資契約においてクーリング オフ規定を設けているのは、商品 投資の仕組みが複雑であるため一 般の投資者がそれを十分に理解し ないまま契約を締結したり、販売業 者の勧誘によって冷静な判断をし ないまま契約締結に至る事態が想 定されることから、投資家に対して 契約締結後一定期間は意志決定 の再確認をしよう時間的余裕を与 えることとするためである。 このため、商品ファンドの多くが一 般の投資家に広く販売されている 現状において、法目的である投資 家保護の観点から、クーリングオフ 規定を撤廃することは困難である。 なお、金融商品販売法に規定する 事業者の事前説明義務事項には、 クーリングオフに関する事項も含ま れており、同法の施行がクーリング オフ制度を撤廃する合理的理由と はならない。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000007	金融庁、農林水産省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	5038	50380003	11	社団法人日本商品投資販売業協会	3	クーリング・オフの撤廃	「商品投資に係る事業の規制に関する法律」第19条(書面による解除)は、いわゆるクーリング・オフの規定であるが、撤廃を要望する。	商品ファンドは、多くの投資家による資金を集めて運用にまわされるものであるが、契約が終了しても解除期間が設けられているため、運用に向けて資金投下が出来ないことによる投資機会の逸失が発生する可能性がある。ひいては、これは他の投資家の利益をそく要因にも繋がりがかねない。	このクーリング・オフ規定は、金融商品販売法が制定される以前は、業者と投資家との間における情報量の格差等による実質的不平等性を補完する主旨背景があったと解釈されるが、金融商品販売法が制定されたことにより、同法第3条の説明義務の履行により、また第4条損害賠償責任に服することにより実質的不平等性を補完し、更に投資家に求められている自己責任原則の精神をもって、両者間の法的安定性が図られているものとする。	
z1000007	金融庁、農林水産省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	5039	50390054	31	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	クーリングオフの義務撤廃大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000007	金融庁、農林水産 省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第19条	商品投資販売者と商品投資契約 を締結した顧客は契約成立時交付 書面を受領した日から起算して10 日を経過するまでの間、書面により その契約の解除を行うことができ る。	c	-	商品投資契約においてクーリング オフ規定を設けているのは、商品 投資の仕組みが複雑であるため一 般の投資家がそれを十分に理解し ないまま契約を締結したり、販売業 者の勧誘によって冷静な判断をし ないまま契約締結に至る事態が想 定されることから、投資家に対して 契約締結後一定期間は意志決定 の再確認をしうる時間的余裕を与 えることとするためである。 このため、商品ファンドの多くが一 般の投資家に広く販売されている 現状において、法目的である投資 家保護の観点から、クーリングオフ 規定を撤廃することは困難である。 なお、金融商品販売法に規定する 事業者の事前説明義務事項には、 クーリングオフに関する事項も含ま れており、同法の施行がクーリング オフ制度を撤廃する合理的理由と はならない。					
z1000008	農林水産省、経済 産業省	商品投資顧問業者の資本金要件の軽 減	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第32条第2項 第1号 商品 投資に係る事業の 規制に関する法律 施行令第11条第1 項	商品投資顧問業の許可の基準の ひとつに、資本金が1億円以上との 規定がある。	b		商品投資顧問業者の最低資本金 は、許可会社の継続性、安定性及 び不適切な業者の参入防止の観点 から算出し、1億円としているが、 証券投資顧問業（一任業務）の最 低資本金が1億円から5000万円に 軽減されたことを踏まえ、商品投資 顧問業者についても資本金を軽減 することが、投資家保護の観点から 問題がないか考慮しつつ、見直し の必要性について検討する。		検討の方向性や実施時期、その時 期となる理由を含め、再度前向きに 検討の上、より具体的に見解を示 されたい。	b	商品投資顧問業者の最低資本金 を見直す必要性についての検討に 当たっては、資本金要件に限定す ることなく、類似の制度である証券 投資顧問業法と比較し、投資家保 護の観点から問題がないか判断す るとともに、事業者のニーズに合致 する制度を構築する必要があると 考えている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000007	金融庁、農林水産省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	5040	50400024	31	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	クーリングオフの義務撤廃大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。	
z1000008	農林水産省、経済産業省	商品投資顧問業者の資本金要件の軽減	5038	50380004	11	社団法人日本商品投資販売業協会	4	商品投資顧問業者の資本金要件の軽減	商品投資顧問業者の許可にあたる資本金要件の軽減を要望する。	国内における商品投資顧問業者の参入が進み、商品ファンドの運用委託先が増えることによって、商品設計上の幅が広がる。併せて、投資家に運用商品の幅広い選択肢を提供できることになる。	欧米では、C T Aは登録制で、自己運用で好結果を残した投資家が、他人の資産も運用するといった形で多くのC T Aが参画している。これに対して国内の商品投資顧問業者は株式会社でかつ資本金が一億円以上の要件が付されている。今後の商品ファンドの発展を考えると、C T Aの育成は必要不可欠であり、顧問業者の資本金要件の緩和を要望する。運用に携わる顧問業者は優勝劣敗という「結果の不等性」の世界であることはいまでもないものの、「機会の平等」の観点より、認可証券投資顧問業者の最低資本金額（5000万円）並を要望する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000009	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	-	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合には限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。	b	-	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については、平成16年度から検討を開始する予定。		<p>要望者から下記のとおり意見が提出されていることを踏まえ、譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者（特別目的会社、特定債権等譲渡業者等を含む）の更なる拡大の可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。</p> <p>の検討を踏まえ、平成17年度までに措置することの可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。</p> <p>(要望者再意見) 「資産流動化のため、早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特別目的会社、特定債権等譲渡業者等）を望む（なお、経済産業省においては本年7月から譲渡対象者の拡大が行われている）。また、各省庁によって対応が異なっており（措置済み、検討中、対応可、対応不可）、前述の要望が実現される形での統一的な対応が望まれる。なお、一部の省庁の回答では「売掛債権担保融資制度」を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を行ったことをもって、本要望に対する回答を「現行法制で対応可」等との回答があるが、前述の要望趣旨を踏まえ、再度の回答が望まれる。」</p>	b	-	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については、平成16年度から速やかに検討を開始する予定。
z1000010	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	C	-	<p>(理由) ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続きが煩雑となり、投資家等の負担となる。</p> <p>対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。</p>		<p>要望の趣旨を踏まえ、再度検討されたい。また、手続きの簡素化等についても検討され、示されたい。</p>	C	-	<p>ご指摘の件については、「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合は、外為法27条による事前届出又は同法55条の5による事後報告が義務づけられている。</p> <p>事前届出制は、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等必要最小限の業種（例えば、武器製造業、核燃料製造業等）について、当該業種を所管する省庁において外国資本（法令上は外国投資家）による経営支配を排除し得るようにする趣旨のもの。</p> <p>したがって、経営支配の主体となり得る外国投資家についても、単に外国法令に基づいて設立された又は外国に主たる事務所を有する法人といった「非居住性」にのみ着目するに止まらず、国内法人であっても外国資本に支配されている可能性があるものについては、事前届出制の対象業種に含める必要がある。</p> <p>その際、「支配」の判断については、外国資本が50%以上の株式を占めるか否かとの形式基準に基づいて行うこととしているが、これは、投資家同士がいかなる関係にあるかについて外形では判断しえず、また、経営支配的な投資であるか一般的な投資であるかについて判断することも困難であるからである。仮に個別に審査することとした場合には、手続きが煩雑となり、投資家等の負担となる。</p> <p>また、事後報告制についても、事業所管官庁において、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれが生じた場合への適切な対応を図る必要性や所管分野における実態把握を必要とする観点から、外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000009	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省など一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	
z1000010	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5039	50390032	11	社団法人 リース事業協会	32	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないもので、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的である。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースでこの規制を適用する必要性はないものと考えられる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000010	内閣府、総務省、 財務省、文部科学 省、厚生労働省、 農林水産省、経済 産業省、国土交通 省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適 用除外	外国為替及び外 国貿易法第26条 第1項（外国投資 家の定義）、第27 条（事前届出）、第 55条の5（事後報 告）	「外国投資家」の定義のうち、「非 居住者である個人」または「外国法 令に基づいて設立された法人その 他の団体又は、外国に主たる事務 所を有する法人その他の団体」に より直接または間接に保有される 議決権の合計が50%以上を占める 会社については「外国投資家」と規 定され、対内直接投資等の事前届 出、又は事後報告が義務づけられ ている。	C	-	（理由） ご指摘の点については、多数の 外国機関投資家が株式市場で株 式を取得した場合であっても、個々 の投資家間の関係がどのようなも のであるかについて外形では判断 できないことから、適用除外とする ことは不相当である。また、仮に、 個別に審査することとした場合に は、手続が煩雑となり、投資家等の 負担となる。 対内直接投資については、国の 安全保障等に支障をきたすことにな るおそれがある業種等限られた業 種について事前届出制としている が、外国人による企業支配を管理 する観点から、非居住者等の議決 権比率の合計が50%以上である場 合を対象とすることが適当である。 同様に、事後報告についても、国際 収支統計や事業所管官庁において 取引の実態を把握する観点から外 国資本の流入の状況を把握する必 要があり、非居住者等の議決権比 率の合計が50%以上である場合を 対象とすることが適当である。		要望の趣旨を踏まえ、再度検討さ れたい。また、手続の簡素化等に ついては検討され、示されたい。	C	-	ご指摘の件については、「外国投資家」が対 内直接投資等を行う場合は、外為法27条に よる事前届出又は同法55条の5による事後 報告が義務づけられている。 事前届出制は、国の安全保障等に支障をき たすことになるおそれがある業種等必要最小 限の業種（例えば、武器製造業、核燃料製造 業等）について、当該業種を所管する官庁に おいて外国資本（法令上は外国投資家）によ る経営支配を排除し得るようにする趣旨のも の。 したがって、経営支配の主体となり得る外国投 資家についても、単に外国法令に基づいて設 立された又は外国に主たる事務所を有する 法人といった「非居住性」にのみ着目するに 止まらず、国内法人であっても外国資本に支 配されている可能性があるものについては、 事前届出制の対象業種に含める必要がある。 その際、「支配」の判断については、外国資本 が50%以上の株式を占めるか否かとの形式 基準に基づいて行うこととしているが、これ は、投資家同士がいかなる関係にあるかに ついて外形では判断しえず、また、経営支配 的な投資であるか一般的な投資であるかにつ いて判断することも困難であるからであ る。仮に個別に審査することとした場合には、 手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 また、事後報告制についても、事業所管官庁 において、国の安全保障等に支障をきたすこ とになるおそれが生じた場合への適切な対応 を図る必要性や所管分野における実態把握 を要する必要性等から、外国資本の流入の状 況を把握する必要がある、非居住者等の議 決権比率の合計が50%以上である場合を対 象とすることが適当である。
z1000011	金融庁、農林水産 省、経済産業省	契約成立時交付書面の全面撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投 資契約等を締結した際に契約内容 を示した書面を交付することとなっ ている。	c	-	契約成立時交付書面（17条書面） とは、商品投資契約が成立した場 合に、後日当事者間にその内容を 巡る紛争が発生することを回避す るため、成立した契約の内容を書 面に記載し、顧客に対し交付すこ とにより、その明確化を図る趣旨か ら交付を求めているものである。 また、契約成立前交付書面（16条 書面）とは、投資家が商品投資契 約を締結するか否かを判断する際 の材料として、当該契約の内容（商 品ファンドの概要）を記載した書面 を事前に交付することにより、投資 家の理解を促す趣旨から交付を求 めているものである。 上記のとおり、これらは各々が違う 役割を持っており、投資家と販売業 者間の紛争を回避し、法目的であ る投資家保護を徹底していると考え ている。 よって、契約成立時交付書面（17 条書面）を撤廃することは、顧客が 契約内容を把握できなくなる等、投 資家保護上問題があり対応は困難 である。 また、当該書面の記載内容につい ては、昨年度における要望に基づ き検討した結果、一部記載事項 （「顧客の商号、名称又は氏名及び 住所」）を緩和している。（商品投資 販売業者の業務に関する命令の一 部を改正する命令（平成16年3月					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000010	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5040	50400027	11	オリックス	27	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合に、外国為替及び外国貿易法第27条の事前届出および第55条の5の事後報告を義務付けるのは過剰ではないかと思われる。	
z1000011	金融庁、農林水産省、経済産業省	契約成立時交付書面の全面撤廃	5039	50390054	21	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後退と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見書（契約成立前書面）を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的成本を負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証取法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000011	金融庁、農林水産省、経済産業省	契約成立時交付書面の全面撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約等を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	c	-	<p>契約成立時交付書面（17条書面）とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。</p> <p>また、契約成立前交付書面（16条書面）とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容（商品ファンドの概要）を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。</p> <p>上記のとおり、これらは各々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えている。</p> <p>よって、契約成立時交付書面（17条書面）を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。</p> <p>また、当該書面の記載内容については、昨年度における要望に基づき検討した結果、一部記載事項（「顧客の商号、名称又は氏名及び住所」）を緩和している。（商品投資販売業者の業務に関する命令の一部を改正する命令（平成16年3月</p>					
z1000012	農林水産省	・計画流通米販売登録制度の緩和	<p>・平成16年4月1日の改正食糧法の施行により、米穀販売業者については、登録制から届出制に変更されたため、該当条文はない。</p> <p>（参考）主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第47条</p>	<p>米穀の出荷又は販売の事業（その事業の規模が20精米トン未満であるものを除く。）を行おうとする者は、あらかじめ、商号、名称又は氏名及び住所法人である場合においては、その代表者の氏名、主たる事務所の所在地、事業の開始予定時期、届出時点における年間の出荷又は販売予定数量を農林水産大臣に届け出なければならないこととされている。</p>	e	-	<p>・平成16年4月1日、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、民間事業者の自主的、主体的な取組を促進する観点から計画流通制度が廃止された。</p> <p>・これにより、計画流通米の販売業（卸売業者及び小売業者）の登録制度も廃止され、通常の流通は自由とすることとされた。</p> <p>・米不足等の緊急時に的確に対応する観点から、流通業者の的確な把握等を行い、政府備蓄米の供給ルートを確保するとともに緊急時において適切な命令が発動できるよう、事業規模が20精米トン以上の販売業者等については、農林水産大臣に届け出ることとされたところである。</p> <p>・なお、登録制から届出制への移行に伴い、従来は登録に当たり登録手数料を徴収していたところであるが、届出においては届出手数を不要としたほか、施設の使用権原を証明するための謄本の提出についても不要としたところである。</p> <p>また、これまで登録に際しては、登録の申請から登録までに一定の期間（2か月程度）を要していたところであるが、届出については、事業開始の届出を提出することにより直ちに当該事業を開始することが可能となっている。</p>					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000011	金融庁、農林水産省、経済産業省	契約成立時交付書面の全面撤廃	5040	50400024	21	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後退と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見書（契約成立前書面）を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的コストを負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証取法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。	
z1000012	農林水産省	・計画流通米販売登録制度の緩和	5041	50410008	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	8	・計画流通米販売登録制度の緩和	・食糧法第42条関係 計画流通米販売について、精米機を有しない業者の登録制度の廃止を要望する。袋詰めのみを扱う小売業者については、行政への届出を廃止し、自由な販売が行えるように規制を緩和してほしい。	・計画流通米を販売しようとする小売業者は、都道府県知事に申請して登録を受けなければならない。登録申請してから販売可能まで2ヶ月近くかかり、その間計画流通米を販売することができない。登録申請の際に、施設の使用権原を証明する必要があり、不動産の謄本を要求されることもある。申請手数料(9000円ほど)の他に1000円かかることになる。		

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000013	農林水産省	市街化調整区域内の農用地除外地（白地）の農地転用を可能にする	農地法第4条、第5条	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可が必要である。	d		具体的な転用目的や計画が不明であるが、一般に集団性のない農地（おおむね20ha未満）であり農業公共投資の対象となっていない農地であれば、具体的な転用計画があり周辺農地への被害防止措置が適切であり、都市計画法の開発許可など他法令の許可等を要する場合にこれら処分の見込みがある場合には、農地法の転用許可は可能である。					
z1000014	総務省、 農林水産省	総合振興整備計画基本構想と農地法及び関連法規における整合問題についての規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条	農業振興地域整備計画の策定、変更にあたっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならないとされている。	e	-	農業振興地域整備計画は、その地域において総合的に農業の振興を図るための計画であり、土地利用に関する計画のみならず農業の振興に関する各般の計画を含んでおり、地域における土地の自然条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来見通し等について適正な考慮を払い、土地の農業上の利用と他の利用との調整を図るとともに、地域の全体的な発展の計画、市町村の建設の方向に即して策定されることとしている。 このため、農業振興地域整備計画の策定、変更にあたっては、その地域における総合かつ計画的な行政運営を図るために、議会の議決を経て定められた、地方自治法に基づく、市町村の建設に関する基本構想に即することとされている。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000013	農林水産省	市街化調整区域内の農用地除外 地(白地)の農地転用を可能にする	5047	50470001	11	清水益博	1	市街化調整区域内の農用地除外地(白 地)の農地転用を可能にする	白地については土地所有者自身が県知 事宛に農地転用許可申請できる。又、4 車線道路に接する土地に立地する業種 及び立地上の制限を緩和する。	私としては転用可能になれば売却・事業 の転換も用地として利用できて納税も可 能になる。	私夫婦も高齢化と病院のため納税その 他の負担ができないので白地について は宅地として利用したい。農地転用がで きるようになってもらいたい	私の所有する農地を承諾なしに浜松市 農政課では除外地を農用地に変更した ので交渉して元に戻した。何故か疑問は 残る。
z1000014	総務省、 農林水産省	総合振興整備計画基本構想と農地 法及び関連法規における整合問題 についての規制緩和	5080	50800002	11	株式会社ABCCオフィス	2	総合振興整備計画基本構想と農地法及 び関連法規における整合問題について の規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第5 条に規定する計画変更の方針について 同法第13条第3項に定める変更手続き において総合振興整備計画基本構想と の整合について1に同じく特例を設けて ほしい	総合振興整備計画基本構想に位置付 けられていない産業立地について乱開 発を防止する措置を講じた上で地域振 興に寄与すると判断される案件につい て特例規定を盛り込む	平成12年、14年の都市計画法の一部 改正をうけ、平成16年6月に地域振興目 的を含めた規制緩和措置的改正があり、 各自治体では有益な条例を制定し、 また特区制度の活用により地域再生策 が有効に施行されている行政も存在す る。一方何もする意思なく具体的方策も ない地方自治体も目立つ。その様な自 治体に対し企業及び起業者とそこに従 事する従業員は企業存続と解雇の不安 におびえている。統廃合及び著しい地域 振興策をもって立地を希望する起業者 に対し断りの口実を取り除き雇用と企業 の存続及び飛躍の場を確保してほしい。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000015	農林水産省	農地保有合理化事業に関する財産処分制限の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第14条	補助事業による取得財産及び効用の増加した財産は、補助目的の達成を図るため、取得財産等の譲渡等の処分を制限しており、当該財産を補助目的以外の目的で処分する場合には、交付行政庁の承認を受けなければならない。 なお、間接補助事業においても、当該間接補助事業によって取得した財産に対し同様の制限を行う必要があることから、補助事業者が行う間接補助事業者への交付決定において、目的外処分を行う場合には補助事業者の承認を受けるべき旨の間接補助条件を付すこととしている。	c	-	本事業により取得した土地について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条に除外規定を設けることは、農地保有合理化法人の土地取得が間接補助事業であること等から困難と考える。		・回答では補助事業であるから対応困難とのことであるが、要望内容は農地保有合理化事業によって取得した農地等に関する目的外処分に係る事務を簡素化（手続き、添付書類等）等により、事務の円滑化を図ることを求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	a		目的外処分を円滑に進める観点から、農地保有合理化事業で買入れた土地の目的外処分の承認を行う関係機関に対して、承認に当たって求める資料は当該承認の判断に必要な最低限の資料とする旨を周知する通知を平成16年度中に発出することとする。
z1000016	財務省、 農林水産省	農業災害に係る国庫補助率の見直し	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条第1項から第3項まで 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第5条第1項及び第2項	農地、農業用施設の災害復旧事業費の補助金額は、左記法令等の規定により決定している。	f	-	ご要望の内容は、補助率の定率化（高率）を求めるものであるが、補助率については法令で率を定めているところである。 また、このご要望は「従来型の財政措置」に当たり、規制改革の趣旨にそぐわない。 なお、補助率増高申請事務の簡素化については、これまでに事務の簡素化・合理化を図ってきたところであるが、今後、さらに検討を図りたい。		・回答では要望内容が補助金関連の措置であることを根拠に、検討要請事項の対象とはなり得ないとのことだが、要望内容は、農業災害に係る補助金の交付において、受益者を特定する作業内容の軽減を求めるものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b		都道府県及び市町村に補助率増高申請事務の簡素化に関する意見要望等の集約を行い、必要に応じ、現地で実態調査等を行う。その後、意見等の検討をし、検討結果を作成の上、検討結果を都道府県及び市町村に通知し、補助率増高申請事務の円滑な実施に周知を図る。 上記の意見集約・検討に時間を要することから、検討結果通知の実施時期については、平成16年度中を目途とする。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000015	農林水産省	農地保有合理化事業に関する財産 処分制限の緩和	5087	50870001	11	福島県	1	農地保有合理化事業に関する財産処分 制限の緩和	農地保有合理化事業で取得した土地に ついて、当初の目的に沿った処分がで きない土地について、取得後8年経過 後は、目的外処分の承認を得ないで処 分できるようにすること。(土地改良事業 の場合、8年経過後は承認を得ないで 処分することが可能となる)	長期保有地の早期処分	土地の取得後の社会情勢の変化等により、農地保 有合理化事業の目的に添った処分が不可能かつ非 合理的な場合に、他の利用を前提として土地の売買に 合意しても、円滑な手続きを進められないため。(目 的外処分の手続きのためには具体的な事業計画が 必要であるが、売却相手方が、目的外処分が得ら れる確証がなければ事業計画を進められない場合 や合理化事業で取得した山林を山林のまま所有す る場合など、事業計画作成が困難な場合がある)	
z1000016	財務省、 農林水産省	農業災害に係る国庫補助率の見直 し	5090	50900001	11	高知県 大方町	1	農業災害に係る国庫補助率の見直し	「補助率増高申請」事務事業の見直し。	公共災害同様に、補助率を災害状況に よる定率化を行い、事務作業の簡素化 を図る。	農業災害の補助率は暫定のため、公共 災害と異なり「補助率増高申請」を行うこ とにより、市町村ごとに確定されている。 (激甚災害は別途計算) そのため、災害件数が多い年や年の終 盤に被災を受けると、この作業に余分な 時間や経費を費やしている状況である。 地元負担金を徴収している自治体もあ ることから、暫定補助率を定率(高率化 し事務事業の効率化を図る。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000017	農林水産省	農用地区域内に風力発電設備を設置する規制の（運用）撤廃	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。	d	-	提案概要では設置しようとする位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能であり、施設の設置は可能である。		・回答では要望内容については現行制度で対応可能とされているが、 要望内容は、農用地内に風力発電設備を設置する際の許可手続きにおける行政手続きの処理期間の短縮を求めるものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	d	-	農用地区域内で風力発電施設を設置することについては、当該土地を農用地等として利用することが困難となることから、開発許可はできない（また、農地利用規制については、総合規制改革会議の第3次答申においてもその運用の厳格化を求められているところ。）。 しかしながら、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たし市町村が必要と認めた場合は、農業振興地域整備計画を変更して農用地区域から除外することが可能であり、この場合は、開発許可は要しないこととなる。 また、農業振興地域整備計画を変更する事務は、市町村が発意で行うものであることから、関係機関とあらかじめ調整を図ることにより、処理期間の短縮も可能と考えられる。
z1000018	農林水産省、 総務省	土地開発公社所有地の活用促進	農地法第2条第7項 農地法第3条第2項第2号2	法人が農地の権利を取得しようとする場合、農業生産法人の要件を満たす必要がある。	c	-	土地開発公社は、主として道路、公園等公共施設の用に供する土地の取得等を行う法人として設立されたものであることから、農業経営や市民農園に供するための農地取得は認められない。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000017	農林水産省	農用区域内に風力発電設備を設置する規制の(運用)撤廃	5092	50920001	11	三浦市	1	農用区域内に風力発電設備を設置する規制の(運用)撤廃	市町村農業振興地域整備計画の農用区域内で農用地以外の土地利用計画があるときは、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更手続きを行う。農業振興地域の整備に関する法律第15条の15第1項第6号では、農林水産省令で定めるものの行為は都道府県知事の許可を受けずに開発が出来ることとなっている。しかし、電気事業法による事業のなかで、発電の用に供する電気工作物は除かれており、風力発電設備の建設は許可が必要であるため、手続きに長期間を要する。当提案については、農業振興地域整備計画の趣旨を鑑み、農業振興地域整備計画農用地利用計画を策定する市町村が認めた場合に限り、風力発電の用に供する電気工作物も許可不要とする。		農業振興地域は、総合的に農業の振興を図ることが必要な地域について、都道府県が地域指定をし、市町村が農業振興地域整備計画を定めることとなっている。農業振興地域の農用地区域は、農業の健全な発展を図るうえで、その維持は必要であるが、公益性の高い土地利用計画であれば、法第15条の15の中で開発行為の制限の適用が除外されている。現在、二酸化炭素排出抑制のために化石燃料に替わるエネルギー供給を国全体で進められていることから、風力発電についても各地で取り組みが始まっている。風力発電は自然環境を維持させながらエネルギー供給をする施設であることから、風力発電の発電の用に供する電気工作物についても開発行為制限から除くことで、化石燃料に替わるエネルギー供給が進む。	
z1000018	農林水産省、 総務省	土地開発公社所有地の活用促進	5092	50920002	11	三浦市	2	土地開発公社所有地の活用促進	土地開発公社が、農地を所有し、また、賃貸(市民農園等)することができるように「農地法」、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」及び「公有地の拡大の促進に関する法律」を改正する。	土地開発公社が、農地を転用して行う予定であった事業用地、あるいは、代替地としての使用を想定し、所有権移転登記請求権の仮登記により、その権利の保全を行っている農地について、土地開発公社に所有権移転し、農業者等に貸付することにより活用する。また、所有地を処分するまでの期間、市民農園を開設し、土地を有効に活用する。	本市において、事業を行う場合に、農地の代替地を求められることが多い、農地所有者との間で、土地売買予約契約を締結し、所有権移転登記請求権の仮登記により、その権利の保全を行っている。しかし、当初予定した事業の実施が遅れるか、見直しを求められているものが多い。先行取得土地が代替地として用に供するまでに長期間を要しているのが実態である。よって、土地開発公社が、農地を積極的に利用することにより、管理にかかる負担を軽減し、代替地として利用する際の簿価の上昇を緩和し、再取得における負担の軽減をはかる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1000019	全省庁（人事院と 金融庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第14条第1項第2号、農林畜水産関係補助金等交付規則第5条	補助金適正化法施行令第14条第1項第2号に基づき、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）第5条で処分制限期間を定めている。	c	-	補助財産の処分制限期間は、補助金適正化法施行令第14条第1項第2号で、各省各庁の長が定めることとなっており、当省でもこの政令に基づき、省令で定めている。		各府省庁において、処分制限期間が統一されていないことが問題であり、各府省庁が統一して同じ基準となるように調整されたい。	c	-	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数が改正される都度、同年数に合わせて当省の省令を改正している。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1000019	全省庁（人事院 と金融庁を除 く）	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一（一本化）を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の但し書きには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したもの（例 鉄筋コンクリート）や購入したもの（パソコン・サーバ）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	